

募集要項への質問と回答(第1回)

番号	区分	質問項目	質問内容	回答案
1	共通編	共通編 2ページ3(1)ア (13ページ6)	申請書類の受付期間について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(1/8-2/7)が延長されますが、期間が延伸されないのでしょうか。また、受付期間中に申請者側のコロナ感染が蔓延し、申請書類の作成に支障を来す事態が発生した場合は、期間を延伸してもらえるのでしょうか。	原則として、受付期間を延伸する予定はありません。 (ただし、受付期間中に新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、申請書類の作成に支障を来す事態が発生した場合は、募集要項共通編の29ページ、「19 問合せ先」まで速やかにご連絡ください。)
2	共通編	共通編 16ページ10(1)	各公園の指定管理料の上限額について、前回の指定管理者募集時(平成25年1月)と比較し、人件費の増額(令和2～3年度の指定管理料が増額)や消費税率の改正などの増額要素があったにもかかわらず、減額となっている公園があるのは、どのような理由からでしょうか。(Park-PFI導入等による指定管理区域の減少などの理由を除く)	各公園の指定管理料の上限額は、人件費の増額や消費税率の改正を踏まえるとともに、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものです。
3	共通編	共通編 16ページ10(1)	令和2年度第3回神奈川県議会定例会「建設・企業常任委員会報告資料(令和2年12月10日)」P4(2)「管理経費の節減等」には、「注2 評価点は小数点以下切捨てとする。」との記載があるが、その通りでよいのでしょうか。	「管理経費の節減等」に係る評価点は、小数点以下切り捨てとします。
4	共通編	共通編 17ページ	県が指定管理料を支払う公園では、指定管理料の提案額に対して、「管理経費の節減努力等」の評価基準により、満点の25点から20点までの最大で5点の差がつくこととなりますが、一方で、県に納付金を支払う「辻堂海浜公園・湘南汐見台公園」では、納付金の提案額に対して、満点の25点から3点までの最大で22点の差がつくこととなり、実質、納付金の提案額が全体の評価に大きく影響を与えることとなり、その他の公園と比較して、より「管理経費の節減努力等」を重視した評価となりますが、そのような考え方でよいのでしょうか。	指定管理者制度の運用に関する指針(平成31年1月)※の「V 指定管理者候補の選定」、「3 外部評価委員会における評価」、「(6) 大項目「II 管理経費の節減等」の評価」、「ウ 「節減努力等」の評価」の項目に定められた計算式によっています。 ※ホームページ参照 https://www.pref.kanagawa.jp/documents/25571/sisin.pdf
5	共通編	共通編 32ページ	リスク分担の「不可抗力」には、感染症拡大による有料施設や駐車場の利用中止又は時間短縮、ソーシャルディスタンスの確保などの利用制限による減収分も含まれると考えてよいのでしょうか。また、地震や異常気象などの不可抗力による利用者数の減少やそのことに起因する売店などの減収分も含まれると考えてよいのでしょうか。	募集要項共通編の別表3「22 県と指定管理者のリスク分担」に定められていない事情によるリスク分担や費用負担の範囲については、当該事象が発生した際、個別に協議のうえ決定させていただきます。
6	共通編	共通編 32ページ	指定管理期間中に、県の施設改修工事などで駐車場や利用料金施設、売店などの収益施設が利用制限(駐車場収容台数の減少を含む)された場合のリスク分担は、県でよいのでしょうか。	同上
7	共通編	共通編 33ページ1	文字のポイントは、やむを得ない場合は、10ポイントまでとなっていますが、図面や画像データ、写真のキャプションにおける文字のポイント数は10ポイント以下とすることは可能でしょうか。	審査にあたり、できる限り見やすく誤認の恐れを少なくする資料にするため、10ポイントの下限を設けたものです。提案の内容となる部分は、10ポイントを下限として、作成をお願いします。
8	共通編	共通編 33ページ2	提案書類のページ数は、「付属資料等を除き」とありますが、提案書1～16の中の以下の付属書類は指定されたページ数(75ページ以内または100ページ以内)に含まれないと理解してよいのでしょうか。 ●提案書4 <付属書類> 駐車場事業計画(当該施設がある場合) ●提案書5 <付属書類> ア レストラン等事業計画(当該施設がある場合) イ その他施設の事業計画(当該施設がある場合) ●管理経費の節減等 <付属書類> ア 収支計画書 イ 収入積算内訳書	お見込みの通りです。
9	共通編	共通編 33ページ3	提案書の概要版の文字の大きさは縛りがないものと考えてよいのでしょうか。	提案書の概要版の文字の大きさも、提案書本編と同一の取扱いとします。 (原則12ポイント、やむを得ない場合は10ポイント)
10	共通編	共通編 44ページ(4) 54ページ(5)	「提案書7(4)神奈川県手話言語条例への対応」と「提案書14(5)神奈川県手話言語条例への対応」について、提案書7では利用者対応について記載し、提案書14では組織としての取組み内容を記載すればよいのでしょうか。	お見込みの通りです。
11	共通編	共通編 51ページ 33ページ	「現地の職員配置計画(組織図、勤務ローテーション)を別表で示してください。」とありますが、33ページ「2提案書類について」で指定されたページ数(75ページ以内または100ページ以内)に含まれないものと理解してよいのでしょうか。	指定ページ数に含めて提案書の作成をお願いします。
12	共通編	共通編 52ページ	「財政的な能力」については、前回の指定管理者募集時、また、県の他の指定管理者募集時においても記載不要の取扱いと承知しているが、提案書13では「財務状況について提示してください」とあるが、記載が必要なのでしょうか。	「財政的な能力」は、「安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い」について評価を行うもので、提案書13及び提出された財務関係書類により審査します。提案書13には、「安定した～度合い」についてアピールするポイント等を記載してください。 なお、記載する事項がない場合には、ページを省略せず「該当なし」と記載してください。
13	個別編 (全公園)	各公園共通 管理事務各所の 開所時間	前回の指定管理者募集時(H25.1)には、各公園の管理事務所の開所時間がほぼ統一(8:30-17:30、季節変動を除く)されていましたが、今回は公園により異なっています。利用者サービスの公平性の面からは、特段の理由がない限り開所時間を統一したほうがよいと思いますが、示された開所時間で人件費の積算などを行ってよいのでしょうか。	県立都市公園には、それぞれ特性があるため、開所時間は一律ではなく、募集要項では現在の開所時間をお示ししています。人件費等の積算は示された開所時間を参考にしてください。
14	個別編 (全公園)	各公園共通 駐車場の使用料	各公園の「管理運営業務の内容及び基準」の「管理許可施設等の状況」に駐車場の使用料が示されていますが、「参考資料2」で示されている駐車場使用料と差異があります。どちらが正しいのでしょうか。(「管理許可施設等の状況」の記載額が正しい場合は、「指定管理料の上限額」に影響しますが)	参考資料2は、各年度の想定収支・積算内訳を示したもので、その表に記載の「駐車場使用料」については、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものです。一方、「管理運営業務の内容及び基準」「公園関係資料」の「管理許可施設等の状況」に示す使用料は、参考までに今年度(新型コロナウイルス感染症の影響により通常年と運営状況が異なる場合は前年度)の使用料を示しているため、差異が生じるものです。駐車場の運営に当たっては、「管理運営業務の内容及び基準」に示す「駐車場運営の状況等」を踏まえ、公園に相応しい運営を提案いただき、その運営に見合った使用料を計上してください。
15	辻堂海浜公園・ 湘南汐見台公園	辻堂海浜公園 湘南汐見台公園 14ページ 18ページ	プールのある本公園は、冷夏や長雨など天候の影響を大きく受けやすいと認識していますが、そのような影響でプールや駐車場の収入が大きく減少した場合は、県から収入減少分の補填はしてもらえるのでしょうか。	天候等による利用者の増減にともなう収入等の増減については、募集要項共通編の32ページ「22 県と指定管理者のリスク分担」の不可抗力の天災等に該当する場合を除き、原則として精算しません。ただし、特別な事情があると認められるときは、個別に協議の上決定させていただきます。

募集要項への質問と回答(第1回)

番号	区分	質問項目	質問内容	回答案
16	辻堂海浜公園・湘南汐見台公園	辻堂海浜公園 湘南汐見台公園 15ページ	光熱水費等の上下水道の実績額について、2020年3月25日付け神奈川県ホームページ神奈川県記者発表資料による「辻堂海浜公園の排水処理の是正及び改善について」に関して、井戸水の下水道使用水量の申告漏れ及び、屋外水飲場やプール等の下水道への未接続の改善に伴う新たに発生する下水道使用料が明記されていないが、神奈川県で負担することの理解でよいでしょうか。	公園関係資料「1.経費等実績 (2)光熱水費等」については、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものであり、新たに発生する下水道使用料を明記していませんが、参考資料2については、金額の算出が可能であった辻堂海浜公園ジャンボプールの下水道の未接続の改善に伴い発生する下水道使用料の金額のみを追加して計上しております。その他の新たに発生する下水道使用料については、県と指定管理者にて個別に協議の上決定させていただきます。
17	四季の森公園	四季の森公園 8ページ及び 維持管理基準書 「有人警備」	8ページの有人警備について、現指定管理者が巡回をする時間やそのコース、巡回人数の実績を教えてください。また、8ページでは「通年」と記載され、維持管理基準書(有人警備)では「土日、夏期、年末年始等」と記載されていますが、維持管理基準書の通りでよいでしょうか。更に、8ページでは「職員の勤務体制に応じて適切に警備時間を設定する」としており、基準書では「巡回時間・回数は必要に応じて変更・追加する」としていますが、県として最低限必要と考える警備時間や巡回時間・回数があれば教えてください。	現指定管理者が巡回をする時間やそのコースの実績については、現指定管理者のノウハウが含まれますので、回答しかねます。人数や巡回回数については、8ページ及び維持管理基準書に記載のある「有人警備」に記載しておりますが、一部表記に誤りがありましたので、実績に基づき、下記のとおり修正させていただきます。 通年(年末年始を除く):19:00以降 2回巡回 人数2人 年末年始:8:30~17:30 5回巡回 人数2人 最低限必要と考える警備時間や巡回時間・回数については、募集要項を確認のうえ、検討ください。
18	三ツ池公園	三ツ池公園 8ページ	(2)光熱水費等(平成29年度~令和元年度) 電気:3,695千円+ガス・燃料:218千円+上下水道:8,814千円=12,727千円と明記されていますが、参考資料2(積算内訳)の光熱水費には11,593千円となっていますが、1,134千円の差が生じた理由はなぜでしょうか。	参考資料2は、各年度の想定収支・積算内訳を示したもので、その表に記載の「光熱水費」については、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものです。一方、「管理運営業務の内容及び基準」「公園関係資料」の「(2)光熱水費等」は、現在の指定管理者から提出された年間実績報告書における光熱水費や通信費等の内訳を報告する「光熱水費等実績調査」により、光熱水費等の内訳を示したものです。参考資料2の「光熱水費」には、通信費等が含まれず、「消耗品費等」に計上されている場合があるため、差異が生じるものです。
19	観音崎公園	観音崎公園 12ページ3(2)	運営状況に関して、「GW期間中」と「7月1日から8月31日まで」駐車場が無料になっていますが、有料にして運営する提案することは可能でしょうか。	3.駐車場運営の状況(2)運営状況に記載がある有料期間のうち、「GW期間中」と「7月1日から8月31日まで」は記載がありませんが、正しい有料期間は、現在の記載内容に「4月第4金曜日の次の土曜日~5月第2日曜日の毎日」及び「7月1日~8月31日の毎日」を追加した期間となります。本内容については、募集要項を修正するとともに、分かりやすく記載し、正誤表としてお示しします。
20	境川遊水地公園	境川遊水地公園 参考資料3	2017~2019年度の指定管理料と指定管理料の上限額(7ページ)との差額が大きい理由について教えてください。	指定管理料の上限額の設定に当たっては、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理し、内訳を参考資料2に示していますが、境川遊水地公園は、令和元年度に今田遊水地地区を開園したことから、今田地区の管理に必要な経費を計上し、上限額を設定しています。
21	恩賜箱根公園	恩賜箱根公園 12ページ5(1) 参考資料2	「管理許可施設等の状況」では、駐車場の管理許可に係る使用料が有償部分面積3,298.79㎡で3,760,416円となっていますが、参考資料2では3,155千円としています。第4期指定管理業務では、当該有償部分面積が小さくなると想定してよいでしょうか。	参考資料2は、各年度の想定収支・積算内訳を示したもので、その表に記載の「駐車場使用料」については、現在の指定管理者から提出された直近3年間の年間実績報告書における収支状況等を参考に整理したものです。一方、「管理運営業務の内容及び基準」「公園関係資料」の「管理許可施設等の状況」に示す使用料は、参考までに今年度の使用料を示しているため差が生じているもので、有償部分の面積の差異により使用料が異なっているものではありません。
22	共通編	共通編 指定管理業務に係る経費(P17)	県が指定管理料を支払う施設に係る提案額の評価方法の計算式で、分子の「高い金額」とは、節減割合の高い金額ではなく、単純に数字の大きい金額との理解で宜しいでしょうか。 【計算例】 ・指定管理料上限額:1000万円 ・最低の提案額700万円<20%節減した額800万円 ・指定管理料上限額:1000万円 ・A団体 提案額:700万円 → 25×800÷800=配点:25点 ・B団体 提案額:900万円 → 25×800÷900=配点:22点 (小数点切捨) ・C団体 提案額:1000万円 → 25×800÷1000=配点:20点	お見込みの通りです。
23	共通編	共通編 指定管理業務に係る経費(P17)	県が指定管理料を支払う施設に係る提案額の評価方法の計算式でいくと、万が一節減をしなくても20点を配点されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	共通編・葉山公園	共通編 利用者サービス向上に係る提案について(p14)ア	葉山公園について、駐車場利用料金の徴収を機械化する提案をしても宜しいでしょうか。	提案をしていただいて結構です。なお、料金徴収施設については、機械式や、現在のような料金徴収所を設置する場合など、いずれの場合でも、土木事務所との協議を行い、(設置)管理の許可を受けることが必要となります。